

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年11月4日まで縦覧に供する。

平成26年9月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成26年9月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人本島町笠島まち並保存協力会

森中 恒夫

丸亀市本島町泊506番地1

3 定款に記載された目的

本会は、笠島地区固有の歴史的な伝統美観を保存し清潔な住環境を後世に継承するとともに、福祉の増進・社会教育の推進・文化の向上などを図り、合わせて広く観光に寄与することを目的とする。